

八代市は、熊本県のほぼ中央部に位置し、面積約680km²、人口約14万人の都市です。西は八代海、東は九州山地に接し、全面積の約3割が平野部です。八代平野は、日本三急流の一つである球磨川や氷川から流下した土砂の堆積によりできた沖積平野と相次ぐ干拓事業により形成されており、勾配が非常にゆるやかな地域です。地の利を活用して、トマトやい草、米などの農産物が数多く生産される農業地帯である一方、古くから製紙や酒造をはじめとした製造業が盛んな工業地帯でもあります。

このように農・住・工が混在する地区が多く存在していることから、公害苦情の現状については、農業に起因する騒音・悪臭、製造業に起因する大気・騒音・振動・悪臭などに関するもののほか、近年の環境問題の特徴である自動車による大気汚染、温室効果ガスによる地球温暖化やダイオキシンをはじめとした化学物質問題など広範に渡っています。その一方では、規制対象とならない相隣による苦情も多くなっています。

このような中、本市の公害苦情処理については、主に環境課と廃棄物対策課の職員で対応していますが、苦情の内容により担当課だけでは解決できないものもあり、関係各課、関係機関の協力を得ながら対処しています。公害苦情件数は平成20年度で596件発生しており年々増加している状況です。その内訳は典型7公害でみると、大気汚染が295件で最も多く、次いで悪臭20件、水質汚濁19件、騒音13件となっており、苦情が一番多い大気汚染の

主な原因は野焼きによるものです。また典型7公害以外では249件発生しており、その内訳としては、管理がなされていない遊休農地や空き地等における廃棄物の不法投棄及び雑草の繁茂による不快害虫の発生等が大半を占めています。これらの廃棄物の不法投棄や野焼きへの対応については、廃棄物パトロールを編成し、調査や指導を行っているなどのほか、過去に大規模な不法投棄などがあった箇所は、引き続き周辺環境のモニタリングを行い、地域の不安解消に努めています。

ところで、苦情問題でお互いになかなか合意に至らないのが騒音や振動、悪臭によるものです。これらは規制基準と照合し、基準値以内であれば、苦情発生事業場に指導することはできず、申立人にその結果を話しても納得してもらえません。このように感覚的・心理的による苦情は、お互いの話し合いによる解決しかなく、行政としても苦慮しているところです。このような公害苦情を少しでも減らすためには、事業者や市民一人一人が環境問題に対する意識を持ち、公害を出さないよう心がけていくことが大切ではないでしょうか。

担当課としては、今後とも迅速な対応と早期解決に心がけ、公害紛争の未然防止に努めていくことで住みよい地域社会を目指していきたいと思っております。